

静医発第 1951 号
令和 2 年 2 月 28 日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸



感染症法に基づく届出の基準等における
新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

標記の件につきまして、日本医師会感染症危機管理対策室長及び静岡県健康福祉部長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

同通知では、今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について、中国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡とし、本年 2 月 27 日より適用することとなりました。

なお、厚生労働省では、今後取扱いに変更がある場合には別途連絡することとしております。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。



(健Ⅱ292F)

令和2年2月27日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

感染症法に基づく届出の基準等における
新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

今般、諸外国での発生状況等に鑑み、感染症法に基づく届出の基準等に示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」について、中国湖北省及び浙江省並びに韓国大邱広域市及び慶尚北道清道郡とし、本年2月27日より適用する旨、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）あて別添の通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、厚生労働省においては、今後取扱いに変更がある場合には別途連絡するとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年2月26日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について、都道府県、保健所設置市及び特別区に別添のとおり連絡しておりますので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。



医 疾 第 1476-3 号
令 和 2 年 2 月 27 日

一般社団法人静岡県医師会長 様

静岡県健康福祉部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
(通知)

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり、厚生労働省健康局結核感染症課から通知がありましたので、お知らせします。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について、下記のとおり変更するものです。

お手数ですが、貴会会員に御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の(4)イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域

変更後	変更前
中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡	中華人民共和国湖北省及び浙江省

※下線部が令和2年2月12日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡から追加された地域

- 2 適用日
令和2年2月27日

担 当 医療健康局疾病対策課感染症対策班
電話番号 054-221-2986

事務連絡
令和2年2月26日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等
における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般の諸外国での発生状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について」（令和2年2月12日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について

届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の（4）イ及びウで示されている「WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」とは、中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡とする。

2 適用日等

令和2年2月27日より適用することとし、同日以降の医師の診断より、届出通知の別紙「第7 指定感染症」の(4)イ及びウについて「発症前14日以内に中華人民共和国湖北省及び浙江省並びに大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡に渡航又は居住していたもの」と取り扱うこととする。

また、今後取扱いに変更がある場合、別途厚生労働省健康局結核感染症課より連絡する。